

生活困窮者自立支援制度 ニュースレター



第 1 回生活困窮者自立支援及び生活保護部会の様子



古賀市生活再生支援係のみなさん

平成 29 年 5 月 11 日（木）、第 1 回社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会が開催されました。生活困窮者自立支援法においては、附則第 2 条に定める施行 3 年後の検討規定があり、生活保護法においては、平成 25 年改正法附則第 2 条に定める施行 5 年後の規定があります。また、「経済・財政再生計画 改革行程表」においては、両制度の在り方について「関係審議会等において検討し、検討結果に基づいて必要な措置を講ずる」とされています。

これらを踏まえ、本部会は、生活に困窮する人への対応として、相互に密接に関連する生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の課題及びその対応方策について、それぞれの施行状況を踏まえて一体的に議論するために設置されたものです。

本部会においては、前回改正の施行状況や改革工程表を踏まえ、「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会」、「生活保護受給者の宿泊施設及び生活支援の在り方に関する意見交換会」等における議論も参考にしながら、以下の項目を中心に、両制度の一体的な見直しについて議論される予定です。

【生活困窮者自立支援制度】

- 自立相談支援のあり方 ○就労支援のあり方
- 家計相談支援のあり方 ○子どもの貧困への対応
- 一時生活支援のあり方 ○居住支援のあり方
- 高齢者に対する支援のあり方
- 制度理念、自治体等の役割 等

【生活保護制度】

- 就労支援のあり方 ○子どもの貧困への対応
- 健康管理のあり方、医療扶助の更なる適正化
- 無料低額宿泊所等の規制、単独で自立した生活が困難な者に対する生活支援の検討 等

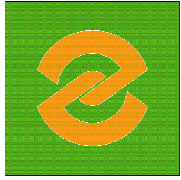
今後の議論については、本ニュースレターでもご紹介していく予定ではありますが、ホームページにて部会資料を確認していただくなど、留意して頂きますようお願いいたします。

今号では、庁内関係課の既存事業を活用しながら、市役所一体となって生活困窮者自立相談支援事業による支援を行う福岡県古賀市と、近隣自治体との連携を図りながら、それぞれの自治体での支援の充実に取り組む兵庫県阪神 7 市・篠山市生活困窮者自立支援制度担当者会より報告して頂きます。既存の社会資源を活用しながら、足りない資源は作り出す両者の取組は、まさに生活困窮者自立支援制度の「かたち」ではないでしょうか。

本号の内容

- 1 巻頭言
- 2 自治体短信 福岡県古賀市
- 3 自治体短信 阪神 7 市・篠山市生活困窮者自立支援制度担当者会
- 4 アーカイブ No.2





福岡県古賀市の「いま」 ～庁内で連携した取組～

福岡県古賀市福祉課生活再生支援係 係長 本田 里恵

1 古賀市の概況

古賀市は、九州最大の都市「福岡市」から北東約 15 kmの場所にあり、また、福岡都市圏の 10%通勤圏に属し、福岡市のベッドタウンとして順調に人口を伸ばしてきました。（平成 29 年 4 月 30 日現在人口 58,570 人。）古賀市の東側には、緑豊かな山々、西側には白砂青松の美しい海岸線を有する玄界灘が広がり、市内の至るところに川が流れる自然に恵まれたまちです。さらに、鹿児島本線、国道 3 号線、九州自動車道古賀インターチェンジなど交通のアクセスに恵まれていることも魅力のひとつです。

2 生活困窮者自立支援制度の実施に向けた取り組み及び体制

生活困窮者自立支援法成立に伴い、平成 26 年 2～3 月に生活困窮者対策について、庁内全課に対してアンケート調査を実施し、実態把握を行いました。平成 26 年 4 月より庁内 18 課 22 係で構成した生活困窮者自立支援制度内部検討委員会で協議を重ね、平成 27 年 4 月、福祉課に生活再生支援係を新設しました。現在は、主任相談支援員 1 名、相談支援員 1 名、嘱託職員（社会福祉士）1 名、家計相談支援員（委託）1 名、無料職業紹介所に就労支援員（委託）3 名を配置し業務にあたっています。

必須事業である自立相談支援事業、住居確保給付金は生活再生支援係で行い、就労支援は商工政策課が所管する無料職業紹介所と連携を図り、業務を行っています。

また、家計相談支援事業は、市税などの滞納者に対するファイナンシャルプランナー相談を収納管理課、それ以外の家計相談を生活再生支援係で行っています。さらに、学習支援事業は隣保館において、スタンドアローン（一人で立つ）支援事業を行っています。

このように古賀市では、生活再生支援係だけではなく、庁内でそれぞれの事業に最も関わりの深い部署が、生活困窮者支援業務を担っていることが特徴となって

います。

【自立相談支援事業】

制度の狭間で相談窓口がなかった人、相談窓口が分からない人の受け皿として福祉課生活再生支援係で事業を開始しました。

相談窓口への来所や庁内各課および民生委員からの情報提供を基に、生活に困っている市民の方々への支援を行ってきました。しかし、生活困窮状態に陥る恐れのある世帯の早期把握や、アウトリーチの取り組みなどが課題として残っています。また、生活保護申請を行うも申請を取り下げた人、受給に至らなかった人、生活保護から脱却された人への支援が必要であり、保護係と協議を行っています。

平成 28 年度の支援実績は、人口 10 万人に換算すると、1 ヶ月当たり新規相談者件数 15.4 件、プラン作成件数 2.7 件となっています。

【家計相談支援事業】

（1）家計相談

生活再生支援係では、お困りの内容、家計の現状をお聞きして、課題の整理を行い、生活再生に向けた継続的な支援を行っています。さらに、必要に応じて法律相談への同行や貸付斡旋等の支援を行っています。また、生活のあらゆる場面に関わる「家計」を「見える化」することで、見えなかった課題や生活実態が明らかになることにより、家族の関係性も見えてきます。このように家計相談支援では常に相談者に寄り添った支援を心がけて取り組んでいます。

（2）ファイナンシャルプランナー相談

収納管理課では、家計相談支援事業として月 1 回（9:00～20:00）、市税滞納者の生活改善を図り、納付計画の提案を行うことを目的に、FP（ファイナンシャルプランナー）による無料相談を行っています。

相談では、金融対策（過重債務、住宅ローン、事業者借入れ、過払い金など）や年金対策（年金加入期間の確認、受給申請漏れの場合の申請指導など）、ライフプランの見直しなど、きめ細かなアドバイスを行っ

ています。

なお、平成 27～28 年度までの F P 相談の実績は、相談者数 46 人、納付総額約 700 万円となっており、滞納税の納付はもちろん、納税意識の向上や生活再建にもつながっています。

【就労支援事業】

無料職業紹介所(担当：商工政策課)では、就労を望む全ての市民を対象に、相談者と企業 mismatches を可能な限りなくすことで、就労を望む市民の雇用拡大を図ることを目的とし、本制度の就労支援として活用しています。

また、求職者像を踏まえつつ、効果的なマッチングを行うことが企業支援にもつながると考え、企業側のニーズの把握に務めています。そのために、企業訪問員を専任で配置し、頻繁に企業訪問を行い、詳細な業務内容や企業が求める人材の情報収集に取り組んでいます。また、「古賀市ふるさと就労促進事業」や「企業立地促進条例」に基づく各種施策の紹介等も行っています。

境づくりや基礎学力を身につけるための指導を心がけています。

社会体験学習として保健師と連携を図り、健康教室(基本的な健康づくり・性教育)の開催、自分自身で進路や進学について考えていけるように高校教員による学校紹介、隣保館職員による奨学金制度の説明、人権や平和について考える人権平和学習を実施しています。さらに、居場所の提供として、気軽に来所しやすい体制をつくり、学校や家庭では話づらい悩みなどを相談できる場としても、利用されています。

3 市役所内の庁内連携

就労支援事業を行っている無料職業紹介所との就労会議を月 1 回、学習支援事業との企画検討部会を年 4 回、それぞれの担当部署と行っています。また、福祉課保護係や障害者福祉係、子育て支援課、介護支援課との連絡調整会議を毎月開催し、情報交換および共有を行っています。さらに支援調整会議は毎月の定期会議と緊急時の臨時支援調整会議を行い、速やかなプラン作成に心がけています。

4 終わりに

生活困窮者自立支援法が施行され、試行錯誤を繰り返しながら直営で事業展開をしてきました。その長所である庁内連携は軌道に乗ってきたところです。また、就労支援(無料職業紹介所)や学習支援(スタンドアローン支援事業)は法施行前より実施しておりスムーズな事業展開が行われました。特に就労支援については成果を上げているところです。一方、直営の弱点でもある地域ネットワークづくりが進んでおらず、今後の課題となっています。

生活に困り来所される相談者の中には窮迫状態で、何らかの給付を目的として来所される方も多くみられます。支援者として問題解決に寄り添った支援を行っていますが、根本的な生活再生に至っていないのではないかと、ジレンマを感じているところです。

最後に、生活困窮者自立支援法施行から 3 年目を迎えますが、本市としては自立相談支援事業を直営で行うのか、委託で行うのかを決定する大きな分岐点となり、現在検討を進めています。

今後も生活に困窮され相談にみえる市民の方々に、生活再生の一助になれるよう、係員一同、微力ではありますが努力して参りたいと思っています。

古賀市無料職業紹介所 知っていますか?

古賀市では、仕事探しをしている市民の方を対象に、無料職業紹介所を開設し、就職支援を行っています。
就職情報の閲覧・提供及び相談はお気軽にどうぞ!

▼職業紹介

求職登録者のスキルや適性などから、その人にあった求人探しのお手伝いをします。

▼就職相談

就職に向けての情報提供やご相談をお受けします。

▼相談日時

平日のみ
(祝日・盆・正月は除く)
9時15分～17時

あなたの希望や職歴を聞きながら、仕事の相談・紹介を行います。また、履歴書・職務経歴書の書き方や面接のマナー等の講座も開催しております。

さらに、市内隣保館「ひだまり館」と協力して就労支援パソコン教室(初級・中級)も開催しております。
講座等の詳細について相談員にお尋ねください。

開設場所：古賀市役所正面玄関入ってすぐ左(なんでもきこコーナー横)

問い合わせ先：古賀市無料職業紹介所

電話：092-942-2258 FAX：092-943-7876

【学習支援事業】学習支援スタンドアローン(一人で立つ)支援事業

隣保館では、家庭学習支援、社会体験学習支援、居場所の提供を目的に市内全中学生を対象とした事業を実施しています。

家庭学習支援では、教員OB・塾講師経験者・大学生などを指導員として、学習塾のような大幅な学力向上を目的とはせず、中学生が自ら学習に取り組める環

自治体短信 このコーナーでは、自治体の取組など自治体の「いま」をお伝えします。

近隣自治体との連携は進んでいますか？私たちは担当者会を作って連携を進めています！

～自治体間の広域ネットワークの事例～

阪神7市・篠山市生活困窮者自立支援制度担当者会担当者一同

生活困窮者自立支援制度が施行されて2年がたちました。全国各地で支援に奔走されているみなさんの様子を意見交換会等で伺う中で、情報交換や共有の場が不足している現状が窺えました。そこで、生活困窮者自立支援制度担当者会を立ち上げた、兵庫県阪神7市・篠山市の担当者のみなさんに「担当者会の立ち上げ方」について紹介して頂きます。

1 はじめに

みなさんこんにちは。私たちは、兵庫県の南東部にある、規模も地理的環境も違う8つの自治体（尼崎市・西宮市・芦屋市・伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・篠山市）で立ち上げた、阪神7市・篠山市生活困窮者自立支援制度担当者会の担当者一同です。

この記事をお読みの自治体職員のみなさんは、近隣自治体との連携を進めていますか？「他の自治体との連携って難しいし、手間もかかりそう。」なんて思い込んでいませんか？

今回は、みなさんに「他の自治体との連携って意外と簡単にできて、良いことがたくさんある。」ということを知って頂くために、私たちの取組について紹介したいと思います。



2 連携のすすめ方

(1) きっかけ作り

～とにかく声を掛けてみましょう～

みなさんにも、近隣自治体の方とお話をする機会があったと思いますが、いかがですか？私たちの場合は、生活困窮者自立支援制度の施行前に県が開催した説明会の休憩時間中に「近隣自治体で自主的に集まってみませんか？それええやん、集まりましょう！」と声を掛け合った事が、集まるきっかけになりました。

“近隣”については、「行き来しやすい」自治体をイメージして頂ければ良いかと思います。地域によって事情は異なると思いますが、距離が遠くても交通機関等のアクセスが良ければ大丈夫です。きっと喜ばれると思いますので、自分から声をかけてみましょう。また、声を掛けられた方は、是非、前向きに考えてみましょう。

(2) 担当者の集い

～とにかく集まってみましょう～

私たちが最初に心掛けたのは、儀礼的な集まりにならないようにすることでした。自治体によっては、生活困窮者自立支援制度の担当者が課長や若手職員であったりと様々でしたが、役職を合わせることなく、制度の主担当者が集まるようにしました。集まる度に、各自治体の取組状況についての情報共有を行いました。が、書類からでは分からないような裏話、苦労話や失敗談を話し合える機会にもなりました。このような「担当者の集い」を1年間続けました。

(3) 担当者会の始まり

～担当者会規約を作ってみました～

それまでに行ってきた集まりの位置づけを明確にし、人事異動等があっても後任者が参加しやすくするために、担当者会規約を作ることにしました。このことにより「担当者の集い」が「担当者会」へと発展しました。「担当者会」を立ち上げるにあたっては、これまでの担

当者の集まりだけではなく、各自治体の事業委託先等の職員も含めた情報共有や研修の場を設けることができるようにしたいと考え、その内容を規約に明記しました。28年度には担当者会を1回、合同研修を2回行い、取組状況の共有に加えて、各自治体が共通して抱える課題について検討するための研修を実施しました。ちなみに、規約は内容をあえて簡素なものにして、担当者会の自由度が上がるように工夫しています。

(4) 担当者会の拡充

～色々やってみましょう～

今後の取組としては、これまでのものに加えて、広域的な課題の検討や解決方策の共有、社会資源の共有等を行うという案が出ています。また、主任相談支援員間のネットワーク作りを行うための仕組みを考えています。担当者会と同じように、主任相談支援員にも集まってもらう機会を設ける予定で、行政のネットワークと現場のネットワークを併せる事により、お互いの連携が深まると考えています。

3 近隣自治体と連携して良かったなと思うこと

ここまでお読みいただき、近隣自治体との連携って意外と簡単そうだなと思って頂けましたか？次に、私たちが実際に連携を進めてみて感じたことから、いくつかを紹介しますのでご覧ください。

- ・情報交換、意見交換ができた。
- ・近隣自治体の取組状況が分かり、違いがあることが分かった。
- ・事業の実施手法が違っても、お互い同じことで悩んでいることが分かった。
- ・近隣自治体に、どのような社会資源があるのか分かった。
- ・近隣自治体がどのように庁内外連携を進めているのかが分かり、参考になった。
- ・自分の持っている近隣自治体とのネットワークが、職場全体から重宝がられた。
- ・相談者が転居する際に、転居先の自治体にスムーズに引き継げた。
- ・自分が取り組んでいる内容が、先進的なものだと言われて嬉しかった。
- ・困ったときに相談に乗ってもらえるので助かる。
- ・いつでも助けてくれる仲間がいると思うと、心が落ち着く。

以上、良かったなと思うことばかりでした。

4 おわりに

私たちは8つの自治体で担当者会を立ち上げましたが、8つの自治体それぞれに規模や地理的環境、運営方式（直営・委託）等が異なり、自立相談支援機関が抱える課題も違ってきます。近隣自治体との連携を進めると、各自治体に「違い」があるということを、より強く感じることができます。また、連携を進めた分だけ、近隣自治体が抱える共通課題が浮かび上がってきます。この各自治体の「違い」を理解し、共通課題に取り組んでこそ、担当者会で出される意見や助言に多様性が生まれ、連携に価値が生まれるのではないのでしょうか。

みなさんの自治体と近隣自治体にも、必ず「違い」があると思います。その「違い」を「強み」にして、行政区域で線引きしてはいけない「地域」が抱える課題に向き合うためにも、是非、近隣自治体との連携を進めて頂けたらと思っています。

No.2 プラン作成について

今回は「プラン作成」について考えてみたいと思います。全国研修会や意見交換会でよくこんな声が聞かれます。「プラン作成のタイミングが分からない」「プランを作成する前に問題が解決する」「プランを作成しても同意がもらえない」「プランを作成するためのアセスメントが進まない」などなど。日常の支援の中では、上のような理由でプランが作成できないことも多々あると思います。しかし、問題が解決した場合を除けば、プラン作成ができないという状況は、言い換えれば、支援の進め方に行き詰まっているとも言えるのではないのでしょうか。相談支援員自身が、孤立化していませんか。そうした視点からプラン作成について、振り返ってみたいと思います。

〈プラン策定の意義〉

ア)課題を総合的に整理し、見通しを持って支援を行う

イ)本人の課題解決や自立に向けた意欲を高める

ウ)本人・自立相談支援機関・関係機関の役割を共有する など

○支援は、課題解決のために何をめざすかを本人とともに明らかにし、各支援機関において支援内容や役割分担を共有した上で行われるが、こうした内容を「見える化」するものがプランである。

⇒支援員が頭の中で考えたことを文字にすることで、内容がより明確化され、チームで共有することができるようになる。またそれが適切であるか否か議論し判断することが可能となる。

(平成 27 年第 1 回生活困窮者自立支援制度ブロック会議資料

http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/27_01burokkukaigi.pdf

参考：「自立相談支援事業の手引き」P35、36)

当然のことながら、プランは相談者と支援員が一緒になって作成していくものです。相談者の中には差し迫った問題のことで頭がいっぱいなため、うまく自分の置かれている状況や課題を話す事ができない方もおられます。支援員は相談者の課題解決や目標の達成のためのアセスメントを行い、プランを作成するために、相談者の話を傾聴し、アセスメントに必要な事柄を聞き漏らすまいと一生懸命に面談を臨みます。そのようなやりとりが長期間にわたることもあります。課題を明確にするためにアセスメントに時間をかけることも、必要な過程と言えるでしょう。

このような場合、相談者とのやりとりや、支援員が聞き出したい項目が本当に必要なものなのか、相談者が語る思いと支援員の理解に齟齬がないのかという、振り返り（確認）が重要になります。この振り返り作業には、文字化することにより相談者と支援員が確認を行うことや、関係機関や周囲の仲間からの違った視点が重要になります。このように支援の経過を文字化することや、支援方法についての意見を募るためのツールとして、「プラン(案)作成」を行う事は重要な作業です。プラン等の帳票類の項目を全て確認したうえでアセスメントを実施した後にプランは作成するものと思込んでいませんか。相談者の中には、支援員とのやりとり自体が、本人が抱える課題解決に向けたスモールステップになっている場合があります。相談者と支援員が作り上げる「プラン」においても、このようなスモールステップを繰り返し、再プランにて課題に向けた支援方法等を確認することも可能です。このように、プラン作成自体を目標にするのではなく、プランを相談者とともに支援過程を歩んで行くための「地図」と考え、周囲の人も巻き込んで作り上げていく視点が重要です。相談者からプランに対する同意をもらうのではなく、これまでの支援員との関わりと今後の関わり方についての確認作業と捉えて、相談者にプランを説明してみませんか。

本号で紹介した資料等について

資料等の名称	主な内容等
自治体短信掲載自治体（自立相談支援機関）等の紹介 New !	
福岡県古賀市	http://www.city.koga.fukuoka.jp/cityhall/work/fukushi/014.php
生活困窮者自立支援制度支援状況調査の結果（平成 29 年 2 月、29 年 3 月分をホームページに掲載） New !	
生活困窮者自立支援制度支援状況調査の結果について	厚生労働省ホームページ（生活困窮者自立支援制度 > 自治体担当者の方へ > 生活困窮者自立支援制度支援状況調査の結果について）に毎月の調査結果を掲載 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000092189.html
第 1 回社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会（会議資料をホームページに掲載） New !	
会議資料	厚生労働省ホームページ（審議会・研究会等>社会保障審議会（生活困窮者自立支援及び生活保護部会））に会議資料を掲載 http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000164409.html

（編集後記） 今号の自治体短信で紹介した福岡県古賀市では庁内の関係する部署をつなぎ、兵庫県阪神地域の担当者会では近隣の自治体をつなぐ取組になっています。プラン作成時にもスモールゴールの積み重ねについて記しています。何かに行き詰まったり、目標を見失ったりした時には、自分の足元を見渡してごらん。ヒントが転がっているよ。見つからなかったら、上から探さずにしゃがんで探してみよう。私が好きな言葉を、ふと思い出しました。（い）